

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等

基本計画のあり方

答 申

平成 21 年 10 月

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会



## はじめに

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会は、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し、必要な事項について調査審議等を行うために設置されました。

この審議会の開催に際して、札幌市から諮問された事項は、以下のとおりです。

### - 諮問事項 -

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例第7条に基づく基本計画のあり方について」

- ・ 犯罪のない安全で安心なまちづくりについての現状と課題
- ・ 基本計画における目標及び方針
- ・ 基本計画における施策
- ・ 基本計画の推進

この諮問事項について、これまで計4回の審議会を開催し、各委員の経験に基づくさまざまな意見を交換してきました。

このたび、これらの意見を整理し、答申書としてまとめましたので、本書のとおり提出いたします。

この答申書が、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定する際の基本となることを望みます。

平成21年10月15日

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

会長 千葉 卓

## 目 次

委員名簿	1
審議経過	2
審議の概要	3
1 犯罪のない安全で安心なまちづくりの現状と課題	3
2 計画の基本目標	5
3 計画の基本方針及び基本施策	6
自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	6
ア 防犯意識を高める広報啓発	6
イ 防犯力を高める情報の発信	7
ウ 子ども等の防犯力の育成	7
みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合う	9
ア 地域における防犯活動の促進	9
イ 協働による連携体制の充実	10
ウ 地域と一体で子ども等を見守る	10
エ 犯罪被害者等への支援	10
犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	12
ア 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等	12
イ 市民自らが行う環境整備の促進	13
ウ 子ども等の安全に配慮した環境整備	13
エ 地域の特性・実情に応じた環境改善	13
4 計画の推進	15
全市的な推進体制	15
全庁的な推進体制	15
計画の進捗管理	15

答申に当たって札幌市から提示を受けた資料 .....	16
審議会（第1回）資料 .....	17
審議会（第2回）資料 .....	25
審議会（第3回）資料 .....	37
審議会（第4回）資料 .....	56
条例パンフレット（第1回配布資料） .....	72
犯罪のない安全で安心なまちづくりに係るアンケート結果(第1回配布資料) ...	80

## 委員名簿

---

(会長)	ちば 千葉	たかし 卓	北海学園大学 教授
	おざさ 小篠	たかお 隆生	北海道大学大学院 准教授
	くまがい 熊谷	いちろう 一郎	北海道防犯団体連合会 専務理事
	こいずみ 小泉	あきのぶ 詔信	札幌市商店街振興組合連合会 副理事長
	すぎおか 杉岡	なおと 直人	北星学園大学 教授
	ぜんようじ 善養寺	けいこ 圭子	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 副理事長
	たかすぎ 高杉	みねよ 峯代	札幌消費者協会 理事
	たぶち 田淵	りえ 里衣	公募
	なかむら 中村	よしこ 佳子	公募
	まつい 松井	あつとし 敦利	公募
	まつざか 松坂	きみこ 君子	山口団地連合自治会 顧問
	もりた 森田	けいぞう 圭三	札幌市PTA協議会 副会長
	もりの 森野	すみこ 寿美子	札幌市青少年育成委員会 東区北光地区代表幹事

(敬称略・会長のほか五十音順)

## 審議経過

基本計画のあり方については、札幌市内の犯罪情勢及び市が実施したアンケート結果の概要や基本計画に関する市の考え方の提示を受けて、以下のようなスケジュールで議論を進め、審議会としての意見をまとめました。

	開催審議会での主な議論
第1回 6月26日(金)	基本計画の構成について 札幌市内における犯罪情勢について 地域防犯に関する市民アンケート結果について 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する現状及び課題について
第2回 7月27日(月)	犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する現状と課題の整理 基本目標について 基本方針について
第3回 8月20日(木)	基本方針の策定にあたって 基本施策について 計画の推進について
第4回 10月2日(金)	基本目標について 答申書のとりまとめについて

## 審議の概要

---

### 1 犯罪のない安全で安心なまちづくりの現状と課題

犯罪のない安全で安心なまちづくり等を効果的に推進するためには、犯罪情勢や地域が抱える課題といった社会状況に柔軟に対応し、適切な対策を随時講じていくことが重要であります。

#### 【概要】

平成 20 年の一般刑法犯認知件数は 27,407 件（対平成 13 年比 - 13,883 件）。

札幌市が安全・安心なまちだ、「そう思わない」（15.1%）、「あまりそう思わない」（31.9%）。

平成 20 年の窃盗犯の認知件数 21,253 件（77.5%）で、自転車盗 6,734 件（24.6%）、車上ねらい 3,062 件（11.2%）。

被害に遭う不安がある犯罪は、「空き巣などの住宅への侵入盗」（65.2%）、「車上ねらい」（61.3%）、「自転車盗」（60.3%）。

地域や身の回りで起きている犯罪に対する情報量について、「現状では若干足りない」（33.7%）、「現状では不足している」（19.0%）。

地域防犯活動について、「知っている人」（64.2%）のうち、「積極的に参加している」（2.5%）、「参加することがある」（21.3%）。

防犯活動において、必要な道具が「十分足りている」（13.8%）、「ある程度足りている」（50.3%）、資金が「十分足りている」（13.2%）、「ある程度足りている」（45.5%）。

平成 20 年度の小中学生を狙った事件は、823 件発生し、被害人数は 1,175 人。

平成 20 年に高齢者が被害に遭ったオレオレ詐欺は 46 件（50%）で被害額が約 93,482 千円（60%）、還付金等詐欺は 23 件（52%）で被害額が約 21,233 千円（59%）。

#### 【意見】

平成 13 年以降、市内の一般刑法犯認知件数は着実に減少していますが、アンケートでは市民の半数近くが、札幌市が安全に安心して暮らせるまちだとは感じていません。こうした状況は、凶悪犯罪や振り込め詐欺、子どもを狙った犯罪などが後を絶たない中であって、市民が防犯活動に参加する仕組みが不十分であったり、防犯に関する具体的な取組のための情報が不足しているなどで、安全で安心なまちづくりを実感でき



ないことによるものと考えられます。

札幌市内で発生している犯罪の大半が、窃盗犯などの誰もが被害に遭うおそれがある身近な犯罪といえ、その中でも、特に自転車盗や車上ねらいなどの街頭犯罪が多く発生しています。市民の多くが窃盗などの身近な犯罪や路上での犯罪遭遇に対する不安を感じており、犯罪の防止に配慮した環境整備を求める声も少なくありません。街路灯や公園などの管理は行政の役割ですが、地域においても住民同士が協力しながら犯罪を起こさせないような環境づくりを進めることが大切です。

市民の防犯意識は高まりをみせているものの、まだ十分とは言えません。防犯意識をより高めるためには、犯罪被害の実態などについても、広く伝えていく必要があります。また、地域防犯活動に従事している方々は、犯罪や防犯に関する有意義な情報を持っていますが、多くの市民は情報が不足していると感じていることから、情報網を整備することも必要だと考えます。

犯罪企図者は、地域にスキがあるかどうかを探っており、被害に遭わないためにもどのような近隣関係をつくるかが重要です。また、防犯活動も色々な面での安全安心を包括的に取り組めるような活動の中で進めていくのが良いと考えますが、地域防犯活動団体の中には、活動において必要な道具や資金が足りていない団体もあり、保険の整備など安心して活動できるような支援も必要だと考えます。

子どもを狙った事件は、平成 17 年までは増加傾向にあり、その後は減少しているものの、いまだに年間 1,000 件近く発生しています。家族に子どもがいる方の多くが、子どもが犯罪の被害に遭うことに不安を抱いています。その一方で、子どもが成長の過程で加害者になる場合もあり、子どもが犯罪の被害に遭わないだけでなく、地域の中などで犯罪を起こさせない人間づくりも必要であると感じます。

全国的に急増している振り込め詐欺については、市内においても被害が相次いでおり、特に高齢者の被害が目立っています。高齢者には、詐欺やトラブルに遭っているという実感がない人も多いことから、実際の被害はまだまだ多いと考えられます。また、犯罪被害相談のうち、最も多いのは性犯罪であります。こうしたことから、防犯上、配慮を要する人への安全対策が必要だと考えます。

## 2 計画の基本目標

### 基本目標

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

この計画では、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備などの犯罪を誘発する機会を減らすための施策を推進することにより、犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするとともに、市民の犯罪遭遇に対する不安感の軽減を図ります。

また、不幸にして犯罪の被害に遭った人々に対して、その権利利益の保護及び回復が図られ、再び平穏な生活を営むことができるような支援を行うことにより、誰もが暮らしやすいまちの実現を目指します。

なお、計画の推進にあたっては、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」における基本理念を踏まえ、景観や環境、プライバシーなどの他の分野に与える影響等に十分配慮します。

### 【意見】

基本目標は、市民に分かりやすい表現にするとともに、それを補う具体的な目標の設定についても考える必要があります。

この計画は、条例に基づき安全で安心なまちづくり等を総合的かつ計画的に推進するためのものであることを念頭に置いて、目標の設定や体系づくりを進める必要がありますが、基本目標を達成するためには、具体的な期間を設定し、施策を確実に推進していくことが重要です。

安全で安心なまちづくりには、市民、事業者、市の三者の連携協力が不可欠であるとともに、地域コミュニティが重要な役割を果たすことを計画にも位置づける必要があります。

### 3 計画の基本方針及び基本施策

基本方針の策定にあたっては、基本目標を達成するために、札幌市として取り組むべき施策の大まかな方向性を「基本方針」として定めることが必要です。

そこで、基本方針では、「市民一人ひとり」、「地域全体」、「環境整備」をキーワードとして、札幌市が安全安心に関する様々な取組や支援を行うことによって、車上ねらいや侵入盗など市民にとって、主に身近に発生し得る犯罪を減らすことを目指します。

また、施策を具体的に推進する際は、犯罪の被害に遭遇しやすい子どもや高齢者、女性など防犯上、配慮を要する人を市全体で守る必要があります。特に、近年、一般刑法犯の認知件数が全体として着実に減少しているものの、依然として子どもを狙った事件が、市内各地で発生していること、さらに、子どもは、一般成人と比較して、防犯力の育成過程にあること、次代を担うかけがえのない世代であること等の理由により、子どもの安全安心の実現に向けた取組みを重点的に進めます。

#### 基本方針 1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

- ・ 防犯意識を高める広報啓発
- ・ 防犯力を高める情報の発信
- ・ 子ども等の防犯力の育成

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

戸締りの徹底や車の施錠、防犯用品の携帯など市民が意識することで実践できる防犯対策は、安全で安心なまちづくりを推進するための基本的な取組みとなります。

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」第4条では、「市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努める」と規定されています。

市民一人ひとりが防犯への関心を持ち理解を深め、自ら進んで対策を行うことで、身近な所で起きやすい犯罪の被害を防ぐことができます。

また、このような防犯意識の定着は、地域全体の安全確保に対する意識の高まり

につながり、地域活動参加への契機ともなります。

そこで、このような市民の取り組みが積極的に行われるように、次の3つの側面から施策を展開していきます。

#### ア 防犯意識を高める広報啓発

市内で発生する犯罪の多くは、日常生活で誰もが被害に遭うおそれがある空き巣や車上ねらいなどの窃盗や、振り込め詐欺といった身近な犯罪です。

そうした犯罪への遭遇を他人ごとだとは考えず、「自分の安全は自ら守る」という意識を醸成するとともに、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する理解を深めるよう、各種イベントの開催や啓発などを通じて防犯意識の高揚を図ります。

また、市民一人ひとりが、日頃から戸締りや施錠など誰でも簡単に取り組むことができる防犯対策の周知を徹底するとともに、より防犯性の高い対策にも取り組めるよう、防犯に関する知識や技能を習得できる機会を創出します。

#### イ 防犯力を高める情報の発信

市民が自らの安全を確保する上で、基本のひとつとなるのが犯罪に関する情報です。これらの情報を様々な媒体を通じて発信することにより、広く市民の注意が喚起され、犯罪を誘発する機会を減らすことができます。

そこで、市民が知りたい情報を手軽に入手できる体制整備を進めることによって、市民一人ひとりの防犯力の向上を図ります。

#### ウ 子ども等の防犯力の育成

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」第23条では、「市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努める」と規定され、地域における安全安心を子どもに保障しています。

子どもや高齢者、女性などが狙われやすい犯罪も多いことから、そうした犯罪の被害に遭わないために、防犯力や危機回避能力を習得することができる機会を創出します。

特に、子どもは、成長・発達段階によっては、保護者を通じて学ぶ機会も多いことから、保護者に対する理解の促進を図ることによっても、子どもが防犯力を高めることができるように支援します。

## 【意見】

市民の防犯意識を高めるためには、パネル展や出前講座などを積極的に実施していくとともに、防犯に対する関心が低い人たちへの意識啓発についても考えていく必要があります。その際、被害者のつらい体験や状況を広く市民に伝えることにより、いつ自分の身に起こるかもしれないと、犯罪遭遇を身近なものとして考えてもらうことが、自らの防犯にもつながるものと考えます。

防犯情報をいち早く入手できるようになれば、活動にも効果的に生かすことができるので、一番タイムリーな情報でもある北海道警察が発信する「ほくとくん防犯メール」の活用促進が有効的です。また、犯罪の起きやすい危険箇所など市民からの情報を収集し提供することができれば、市民が防犯について主体的に考え行動することにつながると考えます。

情報発信については、様々な手段により誰もが情報を得られるようにするとともに、受け取った情報を有効に活用できるように導くことも必要です。

保護者を通じて学ぶ機会のほか、学校という集団の中で、実際の事件に近いような形での疑似体験や防犯教材の視聴などにより、実践的な手法で防犯力を高めていくことも大事であり、保護者や学校が防犯に対する関心を高め、相互に連携し、子どもの防犯力の育成を図っていく必要があります。

## 基本方針 2

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合う

- ・ 地域における防犯活動の促進
- ・ 協働による連携体制の充実
- ・ 地域と一体で子ども等を見守る
- ・ 犯罪被害者等への支援

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合う

安全で安心なまちを構築するためには、市民一人ひとりが、防犯に対する意識を高め、自らの安全を確保することの大切さが広まると同時に、地域全体が、お互いに協力し、支え合うことが求められます。

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」第4条では、「市民は、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努める」と規定されています。

例えば、地域や団体でパトロール、子どもの見守りのような防犯活動に取り組むことで、地域で起きる犯罪を未然に防止する効果が期待できます。

さらに、地域全体で課題を共有し、その対策を連携・協力して講じていくことで、連帯感やお互いが支え合う意識が生まれ、それにより生まれた人と人との自然なネットワークは、地域コミュニティを育成し、犯罪の発生する機会を減少させるとともに、万が一犯罪に遭遇した場合には被害の拡大を最小限に止めることにもつながります。

また、誰もが安心して暮らせるまちを目指すためには、不幸にして犯罪の被害に遭った場合にも、再び平穏な生活を営むことができるような支援を行う必要があります。

そこで、こうした活動が積極的に行われるように、次の4つの側面から施策を展開していきます。

### ア 地域における防犯活動の促進

「地域の安全は地域で守る」という意識に基づき、住民自らが、地域の実情に応じた活動目標を設定したり、手法を選択するなどして、積極的に地域防犯活動

に取り組むことができるような仕組みづくりを進めます。

また、必要に応じて、地域防犯活動に要する用品や資金などを支援することにより、各団体の活動の活性化及び継続化を図ります。

#### イ 協働による連携体制の充実

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」第 11 条では、「市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備する」と規定されています。

犯罪のない安全で安心なまちづくりを効率的かつ効果的に推進していくために、市民や関係機関等との連携体制を整備し、相互に情報を共有するとともに、必要な対策を検討します。

#### ウ 地域と一体で子ども等を見守る

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」第 23 条では、「市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努める」と規定されています。

犯罪のない安全で安心な暮らしやすいまちの実現に向けては、子どもをはじめとした防犯上、配慮を要する人への支援や思いやりが必要となります。

そのために、地域全体で、そして地域間相互の連携で、子どもや高齢者を犯罪から守るとともに、子どもの健全な育成に資する活動を促進します。

#### エ 犯罪被害者等への支援

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」第 12 条では、「市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。」と規定されています。

犯罪被害者等は、心身や財産への直接的な被害に加え、精神的な後遺症や社会からの孤立、プライバシーの侵害、経済的困窮など、多岐にわたる問題を抱えています。

こうしたことから、不幸にして犯罪の被害に遭った人々に対し、その権利利益の保護及び回復が図られるよう支援します。

## 【意見】

地域防犯活動の促進のためには、参加の意向を持っている人に対して、まずは出来る範囲のことから取り組んでもらうために、どのように動機付けしていくかが重要です。また、地域防犯活動団体間の情報交換はとても有意義なことであるため、各区におけるネットワーク会議の設立などにより、市は、各団体の橋渡しの役割を担う必要があります。

地域の中で、拠り所がなかったり、人間関係が十分つられていないために、高齢者が孤立する機会が増えています。悪意を持って優しく接してくる人につけ込まれ犯罪の被害に遭ったり、孤立感から万引きなどの犯罪に手を染めてしまうといった問題も指摘されています。孤立の防止には、自覚的に外出する意識も重要ですが、声をかける人や出かける目的地も必要で、自宅開放や集会施設でのサロン活動などについて、市が地域に呼びかけて充実させていくことが大切です。

子どもが安心して過ごせるためには、犯罪に遭わないように見守るだけでなく、将来的に犯罪の加害者にならないように、地域で子どもたちが健全に育っていくことを見守ることも必要です。

犯罪被害者等への支援については、一人ひとりが「いつ自分の身に起こっても不思議ではない」ということを踏まえて、健全な地域のコミュニティを育てていくことが大切です。被害者の状況は様々で、地域での対応が困難な場合もありますが、被害者に視点を合わせた温かな空気があれば、二次被害が起こることもなく、自然な形でサポートされるものと考えます。

犯罪被害者等への支援施策については、総合的対応窓口の設置や生活の安定及び回復の支援、関係機関・団体との連携促進など、被害者に対する支援に着目した取り組みと、市民理解の促進など、被害に遭ったことのない人に着目した取り組みの両方を行う必要があります。



### 基本方針 3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

- ・ 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- ・ 市民自らが行う環境整備の促進
- ・ 子ども等の安全に配慮した環境整備
- ・ 地域の特性・実情に応じた環境改善

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進にあたっては、個人や地域での防犯活動などのソフト的な対策と併せて、環境整備などハード的な対策も重要となります。

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」第10条では、「市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努める」と規定されています。

見通しの悪い場所や暗い場所の環境を改善したり、割れ窓理論の観点から、美化活動などにより美しい街並みを維持することで、犯罪を誘発する機会を減らすことができます。

また、建物の出入りを管理することで、犯罪者が被害対象に接近しにくくしたり、防犯性能の高い建物部品を使用することによって、物理的な強化を図り、犯罪の被害対象となる可能性を回避することができます。

そこで、こうした取組を推進するために、4つの側面から施策を展開していきます。

#### ア 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等

明るく見通しの良い道路や公園、施設などの公共空間の安全確保は、行政が担うべき大きな役割のひとつです。

新たに施設を整備したり、既存の施設を維持管理していくにあたっては、防犯の視点を持ちながら、国や北海道が定めた各種基準・指針を参考として進めていきます。

また、地域から危険箇所の改善要望があった際は、速やかに現地確認し、整備等の必要性の判断に努めます。

## イ 市民自らが行う環境整備の促進

市内で多く発生している犯罪のひとつである侵入盗は、建物の所有者が犯罪の防止に配慮して、整備や管理を行うことで、被害を回避する可能性が高まります。

防犯性能の高い建物部品や防犯設備などの有効かつ適正な活用に向け、必要な情報や知識の普及を図ります。

また、地域によって犯罪者の接近を妨げるための環境整備が図られるよう必要な支援を行ないます。

## ウ 子ども等の安全に配慮した環境整備

学校や子どもが日常的に利用する機会の多い施設などの安全対策は、子どもが安全に安心して育ち学ぶ上で、必要不可欠です。

学校施設内や通学路などにおいて、死角の排除や不審者の侵入防止など児童生徒の安全確保を図り、子どもが安全に安心して育ち学ぶことができる環境整備を進めます。

また、その他防犯上、配慮を要する人が安全に安心して利用できる環境づくりも併せて推進します。

## エ 地域の特性・実情に応じた環境改善

犯罪傾向や地域課題は、歓楽街や商店街、住宅街などの街並みや住民構成などの特性により様々です。

特に東京以北最大の歓楽街である薄野地区は、組織犯罪や凶悪犯罪などが数多く発生している地域であることから、薄野地区の安全安心を確保するため、官民協働による一体的な環境改善を進めていきます。

また、市内には約2,000人の暴力団員がおり、歓楽街などに事務所を構えて、不当要求や違法営業などの活動を行っているといわれます。市民生活に多大な被害と不安を与えるこれらの行為を排除するため、官民協働により暴力のない環境づくりを促進します。

## 【意見】

公共施設等の整備にかかるワークショップなどで防犯の観点について議論することは、地域の防犯活動を誘発する気運を醸成することも期待できるため、新たに公共施設を整備するときには、防犯を重要な要素として取り上げ考えることが必要です。

公共施設の防犯というと、見通しの確保などが重要視されますが、それだけではなく、その施設が、より多くの人々が利用しやすいように配慮することによって、コミュニティが形成され、防犯効果が高まるといった視点も大切です。環境整備というと、ハード問題だと考えがちですが、防犯の観点からいうと、むしろソフトの問題を考えていくことが重要です。

家庭や学校の門灯照明の活用、企業の照明灯看板の設置などは、周囲の安全性を高める効果が期待されます。また、市民自らが環境づくりに携わることは、地域の安全性を高めるだけでなく、防犯意識の高揚にもつながることから、市は、こうした市民活動が広まるような機会の提供など具体的な支援を行う必要があります。

#### 4 計画の推進

基本目標の達成に向けて、効果的かつ着実に計画を推進するための体制を構築するとともに、適切な進行管理に努めます。

##### 計画の推進

- ・ 全市的な推進体制
- ・ 全庁的な推進体制
- ・ 計画の進捗管理

##### 全市的な推進体制

地域の代表者や北海道警察、関係団体などから構成される協議会を設置し、犯罪発生時における迅速かつ的確な情報の共有や必要な対策の検討を行います。また、協議会の構成員による日常的な取組や意見交換を定期的に行うことによって、計画に基づく施策や地域活動を総合的に推進していきます。

##### 全庁的な推進体制

犯罪のない安全で安心なまちづくりの取組に関係する部長職で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」を設置し、庁内関係部署の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を展開します。

##### 計画の進捗管理

学識経験者や公募市民などから構成される「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」において、計画に基づく施策の実施状況を定期的に検証評価するとともに、新たな施策や計画の見直しの必要性などについて審議します。

#### 【意見】

計画を総合的かつ計画的に推進するためには、協働による取り組みを進めるとともに、計画をモニタリングする体制も必要です。また、施策を実施するにあたっては、市の各部局が一体となって取り組む必要があります。

## 答申に当たって札幌市から提示を受けた資料

---

答申に当たって札幌市から提示を受けた資料を次頁以降に添付する。